

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

司会者：これから裁判員経験者との意見交換会を始めていきたいと思います。今日は皆様，大変お忙しい中，この意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。

私は今回の司会を担当します大阪地裁第1刑事部の遠藤と申します。よろしくお願ひいたします。

裁判員制度は，今年の5月21日で丸3年を経過しまして，4年目に入ったところになります。大阪地方裁判所では，この中之島の本庁と堺支部で裁判員裁判を行っていますけれども，この3年間で，大体の数ですけれども，被告人の数でいきますと430名程度の裁判員裁判を行ってまいりました。たくさんの裁判員あるいは補充裁判員の方に御協力いただいたということになります。

裁判員や補充裁判員の皆様からは，裁判が終わった後にアンケートという形で御意見などはいただいているところですが，今日は改めて，今日取り上げるテーマについて皆様から忌憚のない御意見を伺って，今後の制度のよりよい運用に活かしていきたいと考えておりますので，よろしくお願ひいたします。

今日は法曹三者からも参加していただいております。まず，大阪地方検察庁からは，大竹依里子検察官に来ていただいております。

大竹検察官：大阪地検の公判部で検事をしております大竹と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者：大阪弁護士会のほうからは吉岡一彦弁護士に来ていただいております。

吉岡弁護士：大阪弁護士会の吉岡一彦と申します。よろしくお願ひします。

司会者：それから，大阪地裁からは村田健二裁判官に来ていただいております。

村田裁判官：大阪地裁の第4刑事部で裁判員裁判を担当しております村田と申し

ます。どうぞよろしく願いいたします。

司会者：今御紹介しました三者へは、皆さんから質問していただいても構いませんし、三者から皆さんに聞きたいということで質問があるかもしれませんので、よろしく願います。

## (2) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：今日の意見交換会の話題事項は大きく2つあります。1つ目は量刑、刑の重さを決めることですけれども、その量刑に関する審議・評議・判断、これが1つ目のテーマです。2つ目は守秘義務について皆さんからの御意見・御感想をお伺いしたいというふうに考えております。この2つの話題事項につきまして、途中で15分程度の休憩時間を挟んだ上で、大体午後7時40分ごろまでの意見交換会を予定しております、その後は報道機関の方からの質問時間を20分程度見込んで、大体8時ぐらいに終わるというスケジュールでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

## 2 量刑の審理・評議・判断について

### (1) 量刑判断において難しいと感じたこと

司会者：早速、最初の話題事項ですけれども、刑の重さを決めること、これを量刑といいますけれども、この量刑に関する審議・評議・判断について、4つのテーマに分けて意見交換をしていこうと思っております。

まず1点目は、実際に皆さんが量刑判断をされたわけですけれども、実際に量刑を判断されて難しいなと感じた点、こういったところについて率直な御感想を伺いたいと思っております。2点目は、量刑に関する評議の場面に関し、量刑に関する裁判官の説明は適切であったか、あるいは評議の時間は適切であったか、そういった観点から御意見・御感想を伺うことを予定しております。3点目としては、審理の最後に検察官・弁護人からそれぞれ、検察官であれば論告求刑、弁護

人であれば弁論といいますが、最終的な意見が述べられます。こういった最終意見が、皆さんが量刑に関する評議をする上で参考になったかどうかという点について御意見を伺いたいと思っています。4点目は、量刑に関する審理、証拠調べです。量刑に係る審理は適切なものだったのか、もう少しこの辺は審理をしてほしかった、あるいはこんな審理は必要なかったんじゃないかといったあたりについて御意見を伺いたいと思います。

それでは、1番目の点ですけれども、量刑判断において難しく感じたことというテーマで御意見を伺っていきたいと思います。裁判員の皆さんはそれぞれ今回量刑判断をされたわけですが、普通、社会生活で刑を決めるということはありませんので、まさに皆さん裁判所に来られて初めて体験したことだったかと思います。他方で、これは日本の法律の特徴でもあります、法律上判断できる刑の幅が非常に広い、あるいは余り法律に基準が書いていないといったところがあって、なかなか量刑判断は裁判官自身であっても難しいと思うところがあります。そういうところで、率直なところ、皆さんどうでしたかというところで御感想などを伺ってまいりたいと思います。

まず1番の方ですが、1番の方が担当された事件は、被害者が1名の殺人事件で結論としては無期懲役という判断がされています。1番の方、実際にされてみてどんな感じだったでしょうか。

裁判員経験者1：私が受け持った事件は、完全に無差別殺人ですので、難しいというよりも、ある意味、非常に簡単だというふうに私は思いました。

ただ、量刑を判断するのに難しいというのは1点だけありまして、その無差別殺人をした犯人に一体何がふさわしいかという点です。それはどういう意味かといいますと、死刑と無期懲役とでそのどちらがその犯人にとって本当に重いんだろうかということです。無期懲役といってもすぐ出てくるんじゃないのかという印象もあったのですが、データを裁判官の方から示していただいて、無期懲役というのは今はほとんど出てこられないんですよということを伺いました。そして

ら死刑と無期懲役とで、どちらが犯人にとって重いのかという点の考え方が難しいように思いました。

司会者：法律上重いか軽いかということのみならず、何が被告人にふさわしいかといった観点から考えるときに、少し法とは違う価値観というか視点みたいなものも裁判員裁判では出てくるのではないかと、そのあたりをどう調整していくかというところで、量刑判断というのは、何がこの事件で一番ふさわしい罰かといったあたりで難しいところがあったという御感想ですね。ありがとうございました。

次に2番の方ですが、2番の方は、被害者1名の殺人未遂や銃刀法違反、他に幾つか事件があるようですが、結論としては懲役17年ということになっています。2番の方は、この量刑判断の上で難しいなと思ったのはどのあたりでしょうか。

裁判員経験者2：私的には悪質な事案なので別に判断に困るというようなことはありませんでした。具体的な刑については色々な意見があり得るところですが、他の皆さんの意見も聞きながら結論が出せたように思います。

司会者：事案がかなり悪質な事案ということで、それほど判断自体に困るとか分かりにくいというようなところは、余りなかったということですね。ありがとうございました。

続いて3番の方ですけども、3番の方は、連続強制わいせつ致傷という事件で結論としては懲役6年ということになっています。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：率直に感じたことを言いますと、性犯罪については、男性と女性とで、そのとらえ方といいですか、その厳しさといいですか、見つめ方がやっぱり違うなという印象を持ちました。裁判員制度が始まって3年で、ちょうどこの時期にいろんなマスコミの皆さんが、新聞でいろいろとアンケートだとかそういうので、結果がいろいろ今出てますが、そういう中で見ても、裁判員裁判の対象から外していい事件として、性犯罪というのは結構率が高いんですね。たし

か上のほうから1番目か2番目ぐらいのところに、性犯罪はその対象から省いてもいいんじゃないかみたいな回答が出てましたが、どっちがどうというのはすぐにはできないんやけども、性別の差でちょっと差が出る部分もあるかなというように感じました。それが1つです。

それからもう1つは、僕らのやった裁判の求刑は10年だったんです。裁判員の結果では6年だったですね。それは簡単に言えば求刑に対して半分近いところ辺になっていますよね。5年で半分ですけども。求刑してる検察官のほうはかなり厳しいなという感じはやっぱりしましたね。この例の場合は、精神的に少し、病気というところまで行くかどうかわかりませんが、ちょっと精神的な疾患の部分もあったりして検察の人たちの思いと、ちょっとギャップがというか、ちょっと差があったりして、その辺もちょっと最終的な検察の人たちの思いと裁判員の人たちの思いは、こういう犯罪では差があるなという率直な感じがしました。その2つがちょっと思ったところですよ。

司会者：1点目は、事件によって若干性別によって少し量刑傾向に違いがあるのではないかとといった問題意識を感じたということと、2点目としては、検察官の求刑との間で少しギャップを感じたといったあたりですかね。ありがとうございました。

では、4番の方ですけども、4番の方が担当された事件は放火の事件ですが、結論としては懲役3年6か月という刑になっているわけですけども、4番の方、量刑判断についてはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者4：放火の基準というんですか、それが私たちの中でも全くわからなくて、裁判官から5年から無期、死刑まで入りますという幅広い刑があるという話を聞いて、基準がないことにすごく迷ったのと、それと、マンションのこの部屋だけ燃えて、ほかには問題がなかったの、割と一般的に見て、軽く考えるという言い方は変ですけども、その部屋だけだったら害が余りなかったんじゃないかというような基準で一番最初とらえてたんですよ。ただ、同じような事例

を何例かデータで示されて、この事例はこういうことがあって懲役何年になったんですよという説明があったのと、基本的には法の下での平等というか、だから今回はこういう事情で同情はあっても、きっちりと前の事例から考えなければ、過去と現在との差があってはよくないねというようなアドバイスをもらって、それでそういう判決という形で出したんですけども。一番最初、どこを基準に考えて刑を付加するという言い方は変ですけど、軽減するのか加えるのかというところで迷いました。特に、動機も含めて考えると難しい面もあって。だから、そういう現実的に余りかわりがないところの事件だったので、基準がわからなかったというのがものすごく難しかったです。

皆で話し合って最終的には決めたんですけども、ただ、昔という言い方は変ですけども、建物自体が昔は木造でしたよね。今はコンクリートという言い方は変ですけども、意外とマンション1室だけとかいう火事も多いですよ。昔だったら絶対延焼してますよね。だからそういう意味で、本当に過去と現在と同じ基準でいいのかなというのは、私の疑問なんですけどね。過去も平等ということから見るとすごく納得できるんですけども、でも、建物自体の変化とか時代の変化の中で、やっぱり刑というものは変わっていったいいんじゃないのかなというふうに感じました。

司会者：やっぱり基準がないので判断しにくかったという点は、そうだと思います。そういう中でも、データみたいなものを示されることによってだんだんイメージがわいてきたという面と、その一方で、同じ放火といっても、木造家屋で全焼したような事案とマンションの1室だけが燃えた事案とでは、むしろ違いがあってしかるべきではないかというところから、社会の情勢なり動きに応じて刑が変わっていったいいのかなという感想を持たれたというところですかね。ありがとうございました。

では、次に5番の方ですけども、5番の方は被害者1名の殺人事件ですけども、刑としては懲役2年6か月という刑になっています。5番の方、いかがだったで

しょうか。

裁判員経験者5：私が担当したのは精神鑑定が必要な事件だったんですけど、被告人の取った行動はひどいけど、重度の精神疾患があったことにその量刑においてウエートを置いていいのか、それとも、そのひど過ぎる取った行動のほうに量刑のウエートを置いていいのかちょっと迷ったのと、弁護人が執行猶予を求めている、執行猶予も考えたんですけど、子供を殺してしまってその最愛の子供のいない世の中で執行猶予でほんと社会に出されることが果たして本当の罰になるのかどうか考えて、そのほうが酷なんじゃないかなと思う気持ちもあったり、ちょっと離れたところというか、懲役の中で落ちついて気持ちを整理したほうがいいんじゃないかと考えたり、すごく迷いました。

司会者：最初のご指摘は、やったことはひどいという面はあるんだけど、それに至った過程というか病気の問題を考えると、どっちにてんびんを切るのがいいか迷ったということかと思います。少し時間がたつとてんびんが別の方向にも傾くような心境でもあったということでしょうか。あともう1つは、執行猶予というのも考えて、何が被告人にとって罰になるのか、あるいは何がいいのかといったあたりでは非常に難しかったということですかね。ありがとうございました。

今、皆さんから量刑判断の難しさということで伺ったのですが、量刑判断自体難しいというご指摘もありましたけども、事案をどう見たらいいか、例えば動機をどう考えたらいいかとか、事案をどう把握したらいいかというレベルでの悩み、あるいは法律上の刑は刑なんだけど、社会的に見たときにふさわしい罰は何かといったところからの悩みとか、多分、裁判官裁判の時代にはなかったような新しい視点で問題提起がされているかというふうに思います。

今、一通り5人の方から御意見を伺ってきたんですけど、三者のほうからこの段階で聞いておきたいことは何かありますか。

吉岡弁護士：1番の方にお聞きしたいのは、死刑を選択するということについて、心理的な躊躇みたいなものは余りないのでしょうか。

裁判員経験者 1：死刑を選択することに躊躇があったかどうかというところ、躊躇はあったと思います。むしろ、先ほど申し上げたんですが、先ほど司会の方がおっしゃった社会的罰といいますか、罰を下すとすれば一体何が一番ふさわしいのかというところを考えるとこの一応ベースにはしてるんですけど、死刑という話というのはやっぱりちょっと重たいなというのは、必ずそれは残っています。

司会者：別に死刑が軽いという意味じゃなくて、無期懲役というのは一生刑務所に入っている刑なので、それは結構重たいだろうという、そういうイメージで。

裁判員経験者 1：そうです。無期懲役というのは出られるもんだと思っていました。

司会者：死ぬまで刑務所にいるということは、ものすごい苦痛だろうということ。

裁判員経験者 1：そうです。何も働かずに飯食って、死刑囚というのは何もしなくていいという話も聞きましたし、要するに無期懲役だと懲役がありますので働かなくてはいけない。でも死刑囚は、いつ死刑になるかわからないという恐怖はあるけれども、飯食ってただ寝て過ごせばいいだけという話だったら、どっちが重いのかということです。

司会者：1番の方の事件は、検察官の求刑自体が無期懲役の求刑だった事件ですかね。

裁判員経験者 1：そうです。

司会者：ほかに何か、よろしいですかね。また関連するところについては次以降の問題でもまた触れていきたいと思いますが。

## (2) 量刑に関する評議の場面での裁判官からの説明等について

司会者：具体的な各論的なテーマとして量刑に関する評議の場面で、裁判員の方によりよい量刑の議論をしていただくためのツールとして裁判官からの説明がどうだったか、あるいは裁判員にお示しするデータとしてどんなものが有益か。実

際に皆さんが示されたデータ，あるいは皆さんが受けた説明がどうだったかといったあたりで，皆さんのご感想を聞いていきたいと思っています。

1 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 1：先ほど申し上げたように，いろんなデータが，我々裁判員の中でディスカッションされた内容でここはどうですかということに対しては，裁判官の方から，じゃあちょっととってきますと言ってですね，すぐに情報提供いただいたので，全然知らないことは教えていただける形になりまして，非常に役に立ったと思っています。

司会者：データとしては具体的にどんなデータが示されましたか。

裁判員経験者 1：先ほど申し上げた無期懲役でどういうふうな刑になっているか，死刑がどのように執行されているか，年代ごとにそのデータ，人数ですね，執行された人数なり，ほとんど執行されてなかったのがちょっとあったとかという具体的な数値をいただきました。

司会者：ありがとうございます。2 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 2：別に私はデータの的なことに関して，裁判長とか皆さんが示されたデータに関して量刑とかいうことは十分理解できました。

司会者：データの的にはどんなデータが示されましたか。何かグラフみたいなものとか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：こんなふうな分布になってますねとか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それから，量刑に関する考え方の説明とかもあったかと思うんですが，それ自体はわかりやすいものでしたか。

裁判員経験者 2：わかりやすかったです。

司会者：そうすると，そういった裁判長の説明とか必要なデータが示されたので，先ほど判断自体はそれほど難しくなかったといった御感想だったんですが，そう

いったこともあったのでという部分もあるんですかね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

では、3番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：僕が担当した部分の中では、裁判官の人が結構リラックスモードというか、全体の雰囲気、緊張をほぐしてリラックスさせようという、そういう思いが非常によく出てた方だったので、非常に自由にしゃべれる雰囲気をつくっていただいたので、割とみんな結構よくしゃべりましたね。最初に、検察の求刑はこうやけども、皆さんはそれにかかわらず、それに拘束とかそういうことではなくて、皆さんに自分の思いとかそういうのをしゃべっていただいて、自分の頭でそれぞれ判断していただくのはしていただいて結構ですからということで、結構そのあたりを裁判長の人が冒頭からずっとそんな話をしてたんで、だから結構気楽にしゃべることができたのはいい経験やったかなと思います。

それと、データに関しては、やっぱりみんなが参考にしたいというのは、自分がかかわった事件とよく似た事例のケースにおいて、どういう判決が実際に出されたのかと、ここに尽きると思うんですよね。どういう判断をしたりどういうような刑を何年とかいうことをしようと思っても、5番の方がおっしゃったような判断材料というのがもともとからあるわけではないので、どこが基準点になるのかというのがわからないから、自分のよりどころというのは、過去にあったケースでこれに近いケースの場合はどんな結果になったのかなという、そういうところだと思うんですよね。

それに関しては、裁判官が、細かい過去の何年か分のやつを出していただいて、大きな画面でパソコンから引っ張り出して、このケースはこれだと。ただ、小さい子供相手というケースが実際には思ったよりは少なかったんですよね。だからそのあたりはどの辺までさかのぼってにもよるかもわかりませんが、それにふさわしい事件のデータを、裁判官のプロの皆さんがそれに合わせたようなものをど

れだけ出していただけるかで決まると思うんですね。ただ、それに近いものが出て、それならそれと同じように機械的に当てはめてということも実際にはそのとおりではないと思いますから一概には言えないと思うんですけども。ただ、その資料の中で、僕は結果の判決の部分は確かに出てたんやけども、検察が求刑した数字のデータ、これは僕の記憶ではなかったような気がするんやけども。

司会者：それはあります。

裁判員経験者3：ありましたか。そのあたりはちょっと僕の記憶間違いかもわかりませんが、説明するときにもう少しきっちりと説明あったほうがよかったかなと。今回、僕が最初言いましたように、ちょっと差があったという話をしたでしょう。そこのかかわりで、求刑はこれだけだけども実際はこれだけやったというね、そののやっぱりこういう開きというか、そういう何かこうした性犯罪の場合は、悪質かそうでないか、本人の精神状態はどうやったかということによって大分差が出てくるので、そのあたりがあるかなと。

それからちょっと長くなりますけど、もう1つ、裁判官が3人おられたんですけども、裁判官の人も同じように評議にかかわって意見を言ったりしてずっとやったんですけどね。ただ、僕が思ったのは、裁判官の人たちが話をするその部分というのは、どっちともとれるアバウトな話が多いんですよ、簡単に言うと。こうだという決定打というかそういう部分は非常に少なく、こういうふうに話を1のほうへずっと行ったと思ったら、この裁判官は1のほうで大体考えが行ってるのやなと思ったら、あるところから、一方では例えば2という考えも出てくるんですよとか言うて、そっちのほうにずっとまた振るんですよ。結局その人はどっちなのかなというのは最後までわからないと。ほかの裁判官もそんな感じなんですよ。だからそれが僕らから見たら、余計考え方を惑わせる役割にむしろなりがちやと。だからそのあたりは、はっきりと僕はこう思うという感じですかって言ってくれたほうがわかりやすかったかなというふうにそのときは思いました。それは仕事の関係とかそんなんである程度あるんだと思うんやけども、ち

よっと煮え切らん。簡単に言うたら，この人煮え切らん人やなみたいな思いがちよっとしました。

司会者：僕らも最後の点は本当に痛いというところはあるんですが，こんな見方をすればこんな見方もできますね，でもこんな事情を重視するとこんな見方もできますねと。

裁判員経験者3：そうです。今言うてるようなそういう話です。

司会者：今悩んでますね，皆さんの気持ちもよくわかりますねみたいな。

裁判員経験者3：「あなた，どっちやねん」言うてな。

司会者：裁判官もはっきり自分の意見を言ったほうが逆に参考になるんじゃないかということなんですかね。

裁判員経験者3：プロがそんなんやったら僕ら素人はどうなるのやという，そんな感じですよ。

司会者：これはまた後で村田裁判官のほうからも少しコメントをいただきましょうか。

あと，データ自体について，皆さんに評議中にお示ししているデータは，全国レベルのデータベースになっているんですけども，平成20年4月以降に判決があったもののデータベース，裁判員対象事件中心のものなんですけれども，そういう意味であんまり古くない，ここ四，五年のものが集まったデータベースということで，確かに少し事件の種類が特殊になると余り似たような事案がない，全体的な傾向しかわからないという状況のデータであるのは御指摘のとおりだと思います。

4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4：私たちの場合は比較的，何平方メートル焼けたとかそういうような具体例がたくさんあったので，データの的には基準が考えやすかったです。出されたデータも大体似たような状況のものを出してきてくれて，そのデータに基づいて例えば執行猶予が付いているのはこういう場合ですよとかいうふうに具体

的に説明してくれてたので，その中でこの事例に関してはどう思うように考えていけばいいのかなというのがあったので，具体的には判断しやすかったかなとは思いますが。

ただ，私たちのときもやっぱりそういうように，こういう考え方もありますよというような言い方はしてくれただけでも，それはやっぱり，逆に私が思ったのは，いつもこんなふうにして，私たちがいない，市民が参加しない裁判はこういう形で決めていくのかなというような，逆に今までの過去の判定の仕方というのが何となくわかったかなという感じはあったんですね。

ちょっと怖かったのは，人間というのはいろんな意味で慣れていきますよね。同じ犯罪でも判定を重ねていくときに，やっぱり自分の中に基準ができてくる。そうすると，逆に厳しい人は厳しい基準で持ってくるだろうし，甘い人は甘い基準で持ってくるだろう。そうすると，本当にそれで平等なのかなというような感覚。先ほど女性が云々という言われ方をされたんですけども，やっぱり裁判官は男性が多いですね。そういう意味で言ったら，いわゆるストーカーとかああいのようなものなんかの判定は，女性の立場で考えると本当に命が奪われるんじゃないかという恐怖心があったりとかするんですけども，男性は逆ですね。自分たちが加害者になることが多いですね。そういう意味で言ったら，こういうような市民が入ることによって，マンネリ化という言い方は変ですけども，それが少し防げるんじゃないかと。やっぱりたくさんの方が参加して，いろんな考え方の人がいて，それはやっぱりこう考えていかなければいけないというようなものがないと，何か怖い方向に行くこともあったのかなというのが，ちょっとその中で話を聞く中で感じたんですけどもね。うちの場合は，データの的には非常に参考になりました。

司会者：今の御指摘はなかなか深い御指摘だと思います。どうしても，これは別に裁判官に限らず，何回もやっていけば人間は慣れてきますし，慣れるということは悪いことばかりじゃなくて，ある程度どの事件を見ても同じように判断でき

るといい面もある一方で、自分の中でできた基準を自分でチェックできるかという問題もありますし、自分の中の基準が固まっていくと、修正がしにくくなる。あるいは、社会の実態から裁判官が離れていると、社会の実態を反映しなくなってしまうのではないかといいところもあるかもしれません。毎回違う市民が参加することによってバランスもとれるし、社会との関係なんかについても意識した量刑になるのではないかといい積極的なところを評議を通じて感じたということになるんですかね。

裁判官の発言は割と経験的な発言が多かったですか。

裁判員経験者4：基本的に裁判長は最終的には余り発言しなくて、あとの2人にどうですかというような聞き方をして、年齢的に少し若い方と少し上の方だったので、そういう意味で若い人の考え方というんですか、まだ本当にそれほど多分経験してない方の考え方とか、ある程度慣れてる方の考え方とか、そういうのが聞けて、そういう意味で言ったらバランス的には良かったかなとは思いますが。だから、すごくそういう意味では、おもしろかったという言い方は変ですけども。

司会者：わかりました。ありがとうございました。

5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5：量刑判断に関するどんな説明があるかということですけど、殺人事件だったので上限ここまでの刑ですよということと、心神耗弱とかいろんな精神疾患がある人だったので、刑がこれだけに縮まりますよという、この範囲で決めましょうねという説明をいただいて。データですけど、やはり私も表のようなものをいただいて、似たような事件の判例と、被害者と被告人の関係とか、被害者のほうに処罰感情があったのかなかったのかというのが書かれたデータをいただきました。やっぱり似たようなケースなので、あんまりかけ離れてはいけない、その事件とかとのバランスを考えないといけないのかなという気はしました。でも、参考にはすごくなったんですけども。

司会者：何か自分が思っている刑の重さと示されたデータが違ったときなんか、

逆にデータが邪魔になるみたいなのところというのはないですか。もっと自分は自由に考えたかったのに、何かデータを示されるとやりにくいみたいな。

裁判員経験者5：やりにくいというか、全く初めてでわからないので、やっぱり判断基準にはなりましたけども。

司会者：ありがとうございました。今、評議という場面での裁判官からの説明やデータについて御意見をいただきましたけれども、村田裁判官、いかがですか。ふだん評議の司会をされてますので、説明とかデータをどんな観点から示すかといったところもおありかと思いますが。

村田裁判官：先ほど3番の方からも話が出たところなんですけれども、もともとこの裁判員裁判は、職業も経験も違ういろいろな方が集まって、それぞれの経験や立場からいろんな事件を見て、それで意見を出し合って、その事件がどんなものなのかというところをみんなで考えていこうという制度で始まったものですので、本当にいろんな見方だとか意見が出て話し合いができれば、非常に活気が出ると思うんですね。

その中で、もちろんほかの人の話を聞いててそうだなと思えば意見を変えていいという、そういうことで制度の説明があったと思いますけれども、裁判官としてそのような裁判員の方からある見方が出たという場合に、裁判官としての意見をすぐ言ってしまって、かえってその影響が強過ぎて、もうそれ以上議論が進まなくなってしまうのではないかという、そういう気持ちもあったりして、しばらく議論をそのまま進めていくと。でも、やっぱりこういう見方もできるんじゃないかということを提案してみたいなということで、こういう見方はどうでしょうかという、多分そういう流れがあったのかなというふうに思いますが、確かに議論している側から見ると、もっと早く言ってほしかったとか、多分そういうこともおありかなとも思います。

私のところでは、比較的、自分の意見として述べるということは、裁判官のほうも自分の意見という形で、私としてはこう見ますというふうに述べるやり方に

しておりますので。ただ、その時期は余り早くじゃなくて少し後のほうでという形になっているんですけども。3番の方から御指摘があった点は、いろいろ工夫していきたいというふうに思っています。

少し皆さんにこの際お聞きしたい点は、恐らく最初、評議を始めるに当たって、裁判長あるいは陪席の裁判官の方からかもしれませんが、その人がいい人なのか悪い人なのかということで刑期を決めるのではなくて、その人がどんなことをやったのか、やったことについてきちんと責任をとってもらおうという視点で考えてくださいという説明が多分あったのではないかなと思うんですが、そのような説明というのは、そういうふうなことをしたということは、実際に刑の重さを決めるに当たって、具体的な場面でどのように影響というか作用したのでしょうかというところをちょっと伺って、あるいは、何も影響しなかったというお話かもしれませんが。

司会者：量刑の評議の冒頭で、被告人がいい人か悪い人かではなくて、やったことがいいか悪いか、そのやったことを軸に刑の重さを考えてくださいみたいな説明を、恐らくどの裁判長もしているかと思うんですけども、そういった説明がどの程度有益だったかとか、そもそも説明がわかりやすかったかという問題もあるかと思うんですけど、そのあたりはどんな感想でしょうか。3番の方、どうぞ。

裁判員経験者3：僕の率直な感想ですけど、法廷の中で被告の人が実際に自分の目の前に座ってはって、その公判中ずっと見てるでしょう。僕もずっとその人を見てたんです。そしたら、目の動きだとか動作だとか、その人の場合は特にじっとしてなくて、手をこういうふうにかいたりとか。そういうことをずっと見ると、今の裁判官の人がおっしゃった事件で言うと、その被告人を全然見てなくて、実際の犯罪の説明があって、それでやると確かにそういう理屈というか、そういうのが出ると思うんですけども、実際にその犯人の人の目の前に見てて、ずっとつぶさに観察してると、やっぱり何かこの人はこんな人じゃないなとか、そういうことをやっぱり考えるんですよね。この人はかわいそうやなとかね。ちょっ

とやっぱり精神的な面が弱いところがあるなとか。それはやっぱり量刑の部分では、これはプラスやなとかマイナスやなと自分なりに思ったことは事実なんです。だから、そのあたりは、指摘されるところはもちろんそうだと思うんですけども、その場の人間を見てると、分離して完璧にというのは、最初の裁判員を経験したその場ではなかなか難しいんじゃないかなというのは率直な思いがしましたね。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者1：私の場合は、今の御質問でいくと、事実をとにかく認定しましょうということでした。事実が一体何だったのかというのを一番最初のほうですかね、それを一つずつ積み上げていくという。ただ、先ほど3番の方がおっしゃったように、積み上げていくんですけども、最終的に最後のほうになると、それはそれでみたいな話には、個人的にはなっちゃうというのはありましたですね。

司会者：裁判官の説明がわかりやすいかどうかも含めて、先ほどの1周目、お話を伺ったときに、裁判長がしているであろう刑の重さを決める際の考え方について、ほとんど感想がなかったのが、余り印象に残ってないのかなという感想も持ちました。他方、それはスムーズな説明ができてるという見方もできるかもしれませんが他の方はいかがですか。よろしいですか。

### (3) 量刑に関する論告、弁論について

司会者：時間の関係もありますので先に進めさせていただきますが、3つ目のテーマ、各論の2つ目ですけれども、審理の終盤で、検察官と弁護人のほうから論告・弁論という最終的な意見が示されます。検察官のほうは意見に加えて求刑ということで具体的な数字を求める場合がほとんどですし、弁護人のほうからも最近では、弁護人としてはこういう刑が相当ですということで弁護人からも具体的な刑に関する意見が述べられることが増えてきている状態です。

実際に皆様の量刑判断あるいはその評議をする上で、検察官や弁護人の最終的

な意見はどれぐらい役に立ったか、あるいは、こういう点は役に立った、こういう点は余り役に立たなかったとか、こうしてほしいとかいったあたりについて、当事者の活動ですね、この点について少し御意見を伺っていきたいと思います。

1番の方は、いかがですか。

裁判員経験者1：個人的にははっきり言って全く意味をなさなかったというふうに思ってます。実際の判断するには裁判員の中でいろいろ論議がありますね。ですから、はっきり言って時間の無駄かなと私は個人的に思いました。

司会者：例えば評議の中で、犯罪行為をどう評価するかみたいなところで、この点について弁護人はこんなふうに言い、検察官はこんなふうに言っています。では、犯行態様は悪質かみたいなところで、検察官はこういうところをとらえて悪質と言っています。一方、弁護人は、この弁論の要旨を見ると、こういう点については悪質だけでも例えば限界があるというか、検察官が言うほど悪くないみたいな、そんな意見を言ってますねみたいな形で何か評議で参考にしたみたいな場面というのは余りなかったですか。

裁判員経験者1：結論から言うと、そういう話というのはまさにゲームにしか見えないんですね。私はそう思いました。だからそういう、先ほどの皆さんのお話を伺っていると、例えば5番さんの話なんかものすごく悩ましいなと私は個人的に思いました。3番さんの話も、自分の子供がそうだったらどうなるんだろうと思ったりね。正直、私どもがやった事件というのは非常にわかりやすい無差別殺人ですから。ただ、そのときに、自分本人だったりだとか、自分の子供だったりとか、逆に、それが加害者であったりというのを考えました。つまり、自分の場合に照らしてどうかという話です。

先ほどの動機が悩ましい云々の4番さんの事件は全くあれなんですけど、それを自分に照らしたらどう考えるかなとちょっと今考えてたんですけど。暴力団の云々は余り考えないです。ほかは特に5番さんの話なんかを伺っていると、非常にそれを考えると、評議というのは、皆さんディスカッションしていてもものすごく

重かっただろうなというのは、何かものすごく想像できますね。だから、そういうので、裁判員制度自体はそれを取り込むためにあるんだろうと、私は個人的に思ってるんで。はっきり言わせてもらおうと、情緒を入れ込むという話ですね。それを入れ込まないんだったら、裁判員制度なんかやめちまえというふうな感じで思っています。

司会者：先ほど論告や弁論がゲームみたいだというお話があったんですけども、それは、検察官の言うことは刑を重くする方向で言うだろうと、一方、弁護人は刑を軽くする方向で言うだろうと。実際に裁判員はその中で悩まなくてはいけないというときに、裁判員の視点に必ずしも立ったものではないという、そんなイメージに近いような感じですか。

裁判員経験者1：我々の場合は無差別殺人でしたが、検察側も無期懲役という話しかなかった。ところが実際、我々の情緒に照らし合わせてみると、当然死刑というのは完全に入っていいじゃないのという論議になるわけです。そうすると、片や無期懲役で片や20年という話を言ってるわけです。何の話をしてるんですかと言いたくなるんです。

司会者：逆に言うと、これまでの法律家の枠組みみたいなものがずれているという意味ですか。

裁判員経験者1：そうです。おっしゃるとおりです。

司会者：そういう趣旨の御意見ですね。わかりました。そういうずれたものが前提にあると、結局余り役に立たないと、そういう御意見ですよ。

裁判員経験者1：役に立たなかったと思ったということです。

司会者：わかりました。

2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：ほとんど弁護人方の、マル暴の暴力事件に関しての、もちはもち屋さんですねという理解のもとで私は受けとめました。その専門的な分野の方が弁護してらっしゃるというふうに思いました。検察官の言うことはもちろ

んもっともだと。更生して正業につきたいということでしたんですけど、一回組員になってしまうと、また出てきても戻ってしまうというのは私自身聞いてますし、他人が手を差し伸べても正業にはつかないという例が多いんです。以上です。

司会者：弁護人が指摘している事情については余り考慮の対象にならなかったということなんですかね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：わかりました。

それでは、3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：検察官の主張や弁護人の主張などが有益かどうかという点で言うと、非常に僕は有益だと思ったし、わかりやすかったというのが率直な感想です。

というのは、今まで裁判の公判だとか裁判に対するイメージだとかそういうものは、自分が知ってる限りでは、例えば映画だとかテレビだとか小説だとか、そういう場面での裁判のシーンというのが頭にあるわけですよ。そういうものから見ると、実際の僕が体験した法廷の内容というのは、すごく資料だとかメモだとか、それからビジュアルなそういう機器を使った説明だとか、そういうのが非常に充実と言えれば充実という言葉になるんですけども、よく準備されてたんですよ。だから、とにかくすごくわかりやすい。

僕は、今までの映画だとかそういうシーンから言うと、一方的に検察官がしゃべって、まくし立てて、それに対して弁護人がその反論をして、そういう丁々発止の、そういうような言葉でわあっと言うようなイメージが強かったんやけども、実際にはすごく状況を事細かに書いたメモが僕らにも回ってきたし、それにずっと全部、趣旨とか弁論の順番だとかそういうものまで全部書いてるから、実際の、今までは知りませんよ、裁判員裁判になったからそういう丁寧さというか、そういう事細かな部分が出てきたのかもわかりませんが、とにかく僕が体験した

場面では、そういうことの内容についてはすごくビジュアルで、それからスクリーンを使って説明したりとか、そういうのを含めて今までの僕のイメージと随分違ったなと。それがやっぱり内容的に理解するには大いに役立ったなというのが率直な感想でしたね。

司会者：実際に量刑で自分が刑の重さを考えていく場面でも、参考にしながら使われたということですか。

裁判員経験者3：ただ、僕らの体験した場面は、わいせつ事件が9件ぐらいあったんですね。その9件が、それぞれ一つずつの事件を検察の方が事件の発端から全部事細かに説明されて、それが9件ずっと延々と続くので、その部分に関してはもう堪忍してほしいなみたいなね。一つ一つが女性なんかから見ると耐えられへんみたいな場面が非常に多かったので、男から見ても、まだやるかみたいなのこら辺がたくさん出てきたので、そのあたりの説明の仕方はもう少し工夫した進行の仕方みたいなものがあったらいいのかなと。同じような調子でずっと9件をその検察官はされたので、もうわかった、ようわかったという気がしました。

司会者：ありがとうございました。

4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4：私の先入観かもしれないんですけど、基本的には検察官というのは刑を重くする傾向があって、弁護人というのは刑を軽くする傾向がありますよね。そういう面でいくと、参考ににはなりますけども、こんな感じなのかなという。私たちもやっぱり説明が少し長かったかなというのはありましたけども。同じようなことが、一番最初と後にまた同じような内容のことが出てきますよね。

司会者：繰り返しみたいなことですか。

裁判員経験者4：はい。ちょっとそこら辺はどうなのかなと思いますけれども。

司会者：きょう改めて論告・弁論をごらんになって、やはりちょっと詳し過ぎるとかそんな印象ですか。

裁判員経験者4：そうですね。それとあと、特に少し食い違ってたりとかも少し

したんですよね。確認するとき、そんなんじゃないのかという形が出てきたりとかしてたんですけどもね。だから、被告人がすごくあいまいだったところがあって、検察官も、もういいですという形で、わからないという形で、それは結構ですという形でやりましたけどね。

司会者：検察官の意見は重くする方向の意見に決まってるし、弁護人の意見は軽くする方向の意見に決まってるからみたいなイメージというのがやっぱりあるんですかね。ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

裁判員経験者5：検察官の方の論告は、パワーポイントのようなものを使われていて、色分けもされていて、伝えたいことが箇条書きで書かれていてすごくわかりやすかったと思います。弁護人の方のも、字が書かれてあるんですけど、とても興味がある、精神鑑定を必要とした事件だったので、法廷で見聞きした事実だけでは語られない、その奥の人となりとか人柄とかも弁護人の方は書かれてて、すごくそれも参考になりました。

司会者：そうすると、形式面もあるかもしれませんが、むしろ大事なものは、裁判員の方が証拠を見て何か悩んでいるようなときに、参考になるような分析みたいなものが書いてあると、それが参考になるということなんですかね。

裁判員経験者5：そうですね。あと、裁判長さんから、被告人にとっては懲役1年であろうと半年であろうとその差は大きいから、1年と半年の差は大きいからじっくり考えましょうねと言われたときに、検察官の方の数字が具体的に出されてるんですけど、なぜこの数字になったのか。

司会者：8年という求刑で、弁護人は執行猶予にしてくださいという、そういう意見でしたよね。

裁判員経験者5：はい。それもちょっと参考にしつつ、知りたかったなと思います。

司会者：この求刑の8年の根拠は一体何なのかなと。

裁判員経験者5：なぜ8年ですかと、7でも6でも9でもなく、というのがもうちょっと、すべてが初めてなので、考え方というか、知りたいと思いました。

あと、新聞とか雑誌の影響を受けずに考えましょうねというお話があったと思うので、私は弁護人は軽くとか検察官は重くというのもちょっと除外で、それは頭にはあるんですけど、除外で考えてはいました。

司会者：そうすると5番さんは、自分で考えて、役に立つ意見があれば参考にされたということなんですかね。

今5番さんから求刑の根拠って何なんですかみたいな御質問もあったんですけど、そのあたりはいかがですか。

大竹検察官：求刑はやはり、一般論にはなってしまいますけれども、どういう事案なのか事件の内容と被告人の個別の情状と言われる部分とをあわせて考えることになりまして、その上ではやはりこれまで過去の同種の事件がどのような求刑、判決になってきたかというのはもちろん検察官も分析した上で求刑を決めています。その参考にさせていただきたいのが、やはり論告に掲げているポイントになるんですけども。ですので、検察官としては論告に掲げたポイントについて、こういう事実があったということを確認していただきながら、最後こういう求刑に持っていったんですよというところを理解していただくのが論告の場かなと考えているんですが、事件を振り返るといった意味で、事件に対してどういうポイントの当て方をするかといった意味で、論告がどれほど皆さんの中で役に立ったのかなというのが今日はお聞きしたいなと思いながら御意見を聞いていました。

司会者：審理の最後に出る意見ですので、検察官・辩护人双方から若干審理のおさらいみたいなことも兼ねて、検察官はこういう事情を重く見てますと、検察官の枠組みみたいなものをおさらい的に加えるのが論告だということなんですかね。

大竹検察官：そうです。

司会者：そういうところで、多少役に立ったところはないですかという、先ほど

来厳しい意見が続いているんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。何か御意見のある方はいらっしゃいますか。どなたでも構いませんが。前の出来事なので、皆さんも実際に評議で悩まれた印象のほうが強いので、というところはあるのかもしれないですけど。具体的には何かありますか。

大竹検察官：例えば、論告を聞きながら資料を見ていて、ずっと頭に入ってきたのかどうか、あるいはその後、評議の中で、あるいは御自分でお考えになるときに弁論とかを振り返ってごらんになったことがあったかどうかというあたりはいかがでしょうか。

司会者：そのあたりいかがですか。記憶がある方で結構ですけど。5番さんはどんな使い方をされたんですか。

裁判員経験者5：私はすごく参考になって、文章よりも箇条書きがわかりやすいので、頭の中を整理するときに、あれどうやったかなみたいな感じで読むと、頭で整理できるので私はすごく役に立ったんですけど。

司会者：聞きながらも役に立ったし、評議の中で分析するときにも役に立ったということなんですかね。

裁判員経験者5：はい。

司会者：ほかに何かよろしいですか。では、ここで、10分間休憩させていただきます。

( 19 : 18 ~ 19 : 26 休憩 )

司会者：先ほど、論告・弁論はどうでしたかということについてお話を伺ってまして、検察官のほうから質問が出まして、5番さんのほうから意見をいただいたところで休憩に入ったんですが、弁護人のほうから何か御質問はございますか。

吉岡弁護士：先ほどもちょっと5番さんのほうから出てきたんですが、検察官の論告というのは、かなり絵が入ったり箇条書きになっていて簡単だったというこ

となんですが、それに比べて弁護人のほうの冒頭陳述や弁論は、どちらかという  
と字だけが。これがやっぱり聞かれてて、あるいは見られてて、やはり検察官の  
作られてるほうが圧倒的にわかりやすい、あるいはそちらのほうがいいなという  
ような、その辺の感覚はどうでしょうか。皆さん方いかがでしょうか。

司会者：一通り伺いましょうか。

裁判員経験者2：非常にわかりやすかった。僕の担当した件に関しては、わかり  
やすいというか、裁判になる以前に折り合いをつけてたというふうに僕は感じて、  
もちはもち屋だなということを感じました。

裁判員経験者3：その差というのは、僕はもう仕方ないことだと思いますけどね。  
検察のほうはそれは捜査とかを含めて力があるというか、実際にそういうものを  
集める能力とか、そういうのを含めて大きいわけですから、それはどの裁判でも  
当然だと思うし。ただ、僕が担当した裁判員裁判は、罪状の認否を争うものでは  
ありませんでしたから、量刑の範疇だけだったので、なおさら弁論のほうも図を  
使ってとかそういうようなところにはやっぱり行かなかったという点もあったか  
ら、それはそれで、だからどうだというふうには僕らも思っていなかったです。

司会者：多少形式的な差があったって、そこは別にどうのこうの思いませんよと、  
そういうことなんですかね。

4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：私のところはどちらかというと感情的な説明しかなかったの  
で。検察のほうはちゃんと事実から見ていろいろ言ってるんですけども、弁護人のほ  
うは、こういう気持ちだったんです、こういう環境だったんですよという、それ  
しかなかったんで、ちょっと理論的ではなかったかなという印象は受けました。

司会者：5番さんはいかがですか。

裁判員経験者5：私は検察官の方がすごくわかりやすくて、弁護人の方のもや  
はり被告人の人となりとか異常行動の内容とかもすごく書かれてあるので、今ま  
で起こしてきた異常行動とかも書かれてあるので、私のほうに関してはすごく興

味を持って読めました。それで箇条書きになってても多分ちょっと違う感じもしますし、やはり何というんでしょうか。

司会者：文章には文章の良さがあるという感じですか。

裁判員経験者5：はい、そうです。

吉岡弁護士：ありがとうございました。

司会者：よろしいでしょうか。

#### (4) 量刑に関する審理について

司会者：では、次に、多少先ほども話が出ているんですが、証拠調べですね。先ほど若干証拠調べの話に入ってるんですけども、皆さんが実際にごらんになった審理ですね。先ほど、例えば3番の方からは、同じような事件がたくさんあるので、余り同じような証拠が続くと若干うんざりだなという御意見もあったんですけども、皆さんが実際に担当された裁判で、この辺の審理は良かったとか、あるいはここはちょっと要らなかったんじゃないか、あるいはむしろこういう点をもっと審理してほしかったみたいなあたりについて御意見などあれば伺ってみたいと思います。

1番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者1：審理というと、本当に初めてだったもんですから、後で一番しまったなと思ったのは、段取りが我々にわからないので、例えば実際に証人の方とか被告人とかに質問を、あれを聞くべきだったとかというのを、実際にはタイミング的に「あっ、もう聞けなくなっちゃった」というのが結構あったというのは事実です。ですから、2回目はまず大丈夫だと思いますけど、最初でというのは、一応スケジュールをいただいているんですが、それじゃどこで我々が聞けて、どれだけ時間があるのかというような話というのは、全く我々にはわからないんですね、最初ですから。ここで聞けますよと言われても、それで後はもうないんですかと言ったら、実はないですとかいう話になっちゃったというのが実態でし

たね。だから、それでは非常にしまったなというのは思いました。ちょっと感想になって申しわけないんですけど。

司会者：スケジュール自体は説明を受けてるんだけども、どの段階でやったりだとか、次があるかとか、実際に証拠調べが始まってみたいと聞きたいこともわからないわけなので、冒頭ではあっと説明されても、何かそこでできるというわけでもないという感じですかね。

裁判員経験者1：慣れてないですから、最初はよくわからないじゃないですか。言い方は悪いですけど、だんだん引き込まれていくような話になっちゃうんです。そのときにやっぱり被告人に聞きたいなとか、出られた精神鑑定の先生に聞きたいなとかあるじゃないですか。そのタイミングが、ここ、ここ、ここということは我々にはわからないので、「ああ、しまった」と。後で実際に協議しているときに、あれをなぜ聞かなかったんだとかというふうな話になっちゃうんですね。そうすると、先ほど来出ている検察のほうのレポートなのか、何かそれを見て、ここにはこう書いてあるけどという話になるわけです。でもそれを本当に信用していいのか。我々が判断しないといけないとすると、それってやっぱり不足ですよという感じがあるんですね。

司会者：2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：別に、よくわかって、私個人としては理解できたんで、よかったですと思います。

司会者：3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：ちょっと細かい話になりますけど、この事件で9件の事例がありましたよね。それぞれの犯行の現場だとかそういうのが写真なんかで出るんですよ。その写真が昼間撮った写真じゃなくて、ほとんどが夜間の写真だったんです。それは裁判員の僕らからしてみると、意識的にそうなってるのかはちょっとわかりませんが、昼間のわかりやすい時間帯のもので示していただくほうが、現場の状況がよくわかると僕は感じたし、それから、実際の犯行の様子などをど

なたかが何か役になってされてるみたいなんだけども、それがちょっと僕らの想像をかき立てるようなものとはちょっと違うような感じがしました。どうなんでしょね。何か人形を使ったのかな。

司会者：人形を使ったものもあると思いますね。そういう事件ですので。

裁判員経験者3：そのあたり、9件もあれば何かそれがごちゃごちゃになって、そのあたりの示すやり方が、さっき僕が言うた、いろんなものがいっぱい出てくることも含めてですけども、示し方がちょっと工夫があってもいいのかなという感じがしました。

司会者：同じような事件が9件続くので、何か同じような証拠が淡々と出てくると、何かこう区別がつかなくなってしまうとか、そんな感じですか。

裁判員経験者3：9件の中でも、公園でのケースだとか自宅前のケースとか幾つか類型がたしかあったんですよね。だからそれは類型で分けると3つぐらいの類型には分けられると。その3つを中心に、3つのうちのABC、2つ目のABとかね。順番に、ただ淡々と9件を同じ5分ずつなら5分ずつずっとこう行く感じなんですよね。そのあたりが、工夫が要るかなという感じがしました。

司会者：ありがとうございました。

4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：私たちのグループも1番の方と同じように、聞きたかったねというのは協議する段階でやっぱり出てきたので、ちょっとそこら辺が。もっとこういうことが聞けたらもう少しそれを参考にできたねという意見がありました。この段階でできますよと言われても、たまたまちょっと証人の人が体調が悪かったりとかして時間がずれたりとかしたんです。何か余計に聞きたかったことが聞けなかったりとかしたので。

司会者：スケジュールが遅れぎみになって、急かされたみたいな感じですか。

裁判員経験者4：遅れたのではなくて、証人が時間に来なくて、代わりというか違う方が先にされたりとかしてしまっただけなんです。それは体調が悪くてということ

なので仕方がないんですけども、タイミングというのは本当に難しいかなというのはありました。

司会者：わかりました。

5番の方、いかがですか。

裁判員経験者5：審理の中で鑑定人の方の証言がすごく鍵になってたと思うんです。精神鑑定書とかも見るのが初めてですし、専門用語を使わずに適切な言葉でお話はされてるんですけど、ちょっとわかりにくい。心神耗弱がよく出てきたんですけど、重症のそれなのか、それともこの被告人は軽いのかとか、何かの線引きではないんですけど、何か鑑定人の方のわかる範囲での事例のようなものをちょっと出して、事例というか、出していただいたら、量刑判断にもっと先生の言葉というのが役に立ったかなと思いますけども。

司会者：例えば、本当に悪いケースはこんなケースがありますとか、ちょっと軽いケースだとかこういうケースがありますみたいな。

裁判員経験者5：こんなことしたら心神喪失で無罪ですとか、腹は立つけど、そんなんとか、この程度だとまだましとか。

司会者：耗弱にはならないと。

裁判員経験者5：何か耗弱の中の強弱というか、ちょっとわかりにくかったような気はします。

司会者：実際そのあたり我々も判定が悩ましいところで、一件一件悩みながら、そういう精神鑑定が必要な事件についてはやっているというのが現状かもしれません。今、証拠調べの関係では、いろんな写真とか示し方の問題、あるいは実際に裁判員の方が聞くときに、何らかのうまいタイミングで尋ねる方法はなかったか、後から聞いておけばよかったなといった趣旨の御指摘があったんですけども、このあたりは、裁判官、検察官、弁護士のほうから何かございますか。

村田裁判官：後から聞いておけばよかったと思うことは裁判官もままありますので。

司会者：そういうものであると。

村田裁判官：本当にどうしてもということであれば、それはまたということも、どうしてもということであれば、また出てきてもらうというような場合もあり得ないことはないですね。審理を再開してもう1回来てもらおうということも可能なんですけど、ただそれをすると日程が狂ってしまって、例えばいつで終わりますよというのが終われなくなっちゃうときに、どこまでやるかというバランスの問題もあるんだとは思いますが。

司会者：分かりました。なかなか難しいですね。

司会の不手際で少し予定が狂って申しわけありません。以上で量刑に関する審理・評議・判断ということに関する意見交換は終わりにしたいと思います。

### 3 守秘義務について

司会者：次に、守秘義務のところについて少し御意見を伺いたいと思います。

守秘義務、皆さん御存じのとおりですけれども、法律上、裁判員あるいは補充裁判員は評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというふうにされていて、この義務自体は裁判が終了した後も続くというふうにされています。この義務に違反した場合は、特に個別の裁判員・裁判官の意見、あるいは意見の数などを漏らした場合については、法律上ですけれども一応懲役刑を含む刑罰が課されるという仕組みになっているわけです。

これにつきましては、こういった守秘義務の規定が裁判員を経験された方の負担になっているんじゃないかといった指摘はあるところなんです。皆さん、裁判員を経験された後、家庭とか職場とか、あるいは身内の方含めてですけれども、恐らくは経験を話される機会はあったことと思います。当然守秘義務を課せられていない部分の範囲は結構広いので、結構話せるところはあるのかなと個人的には思っているんですけれども、実際皆さんが裁判員を終わられた後の生活とか経験の中で、この守秘義務の規定がどんな影響を与えたかとか、あるいは守秘義務に関

しての御意見・御感想などを伺ってまいりたいと思います。

1 番の方，いかがですか。

裁判員経験者 1：その前に 1 つ，裁判員制度自体に若干否定的な意見を言ったかもしれませんが，基本的に裁判員を経験して非常にありがとうございましたというふうに私は思っています。それで人生観が変わったとまでは言えないかもしれませんが，非常に現在の法律の不備の問題だとか，加害者を保護し過ぎて話だとか，そういうような現状がよくわかったのと，本当に自分に照らしてどうしますかという問題，たまたま私の事案が無差別殺人という話だったもんですから，それで自分に振り返れるというような話をしやすかったのかもしれませんが，そういう意味では非常に裁判員制度というのは良いなというか，非常に良かったというふうに思ってます。

守秘義務についてなんですが，それをベースに考えちゃいますと，その後，正直言って守秘義務を守ったのかと言われると，非常に守秘義務は守ってないなと個人的には思ってます。それでいいんじゃないかと思ってるんですね。というのは，この裁判員制度でこれを経験するというのは，私個人的にはものすごくいい経験をしましたし，人生にとってもプラスになりましたし，私の家族にとってもプラスになると今は思っていますから。そういう経験があるのであれば，どんどん言って，本当に裁判員制度を広げようというのであれば，どんどん話をしあって，本当に一部というか守秘義務の話は当然なしにして，もう少し我々を信用して，どんどん裁判員制度というのはこういう形でいいですよという形にしていくべきじゃないかと思ってます。

司会者：ありがとうございました。

2 番の方，いかがですか。

裁判員経験者 2：守秘義務に関しては，自分としては事件が暴力団の件でしたので，守れたと思ってます。

司会者：実際に守秘義務はあったほうが良いなという御感想ですか。

裁判員経験者2：はい。それはあったほうがベター。ベストではないかもわかりませんが、ベターだと思います。

司会者：はい、わかりました。

3番の方、いかがですか。

裁判員経験者3：最初に裁判員の候補の通知が来たときに、中にずっと書いてある中で守秘義務云々の話がずっと書いてあるんですね。その文章だけを読むと、これはうかつに話できへんねんというような印象がまずあったんです。あの文章だけやったらね。それで、実際にその文章から見ると、どの辺までが話してもいいことで、どの辺までがだめだというのが結構わかりにくい文章なんですね。それはそれであったんですけども。

ただ、今回体験して、どこまでの範疇かということと言うと、僕はこう考えたんです。裁判員裁判で公判に出て、あの場面の公判の中でも傍聴者が来ても構わないですから、傍聴者がいっぱいいてますよね。傍聴者が知り得た範囲そのものは守秘義務にかかわらない範囲だと。それは一般の人が来てるわけやから、その人から聞いたこと、見たことは別に守秘義務云々というよりか、その人らがまたどこかでしゃべっても別にそれはだれも規制ができないわけですから。そういうふうに僕は自分なりに理解したんです。

そういうふうに理解すると、頭の中が割とすっきりして、その範疇で言うと、ほとんど家庭の中でしゃべったりすることの内容というのは、傍聴者の立場で聞いたことと見たことの範疇以外にはみ出すようなことは余りないですよ、実際には。それ以外のことになると評議の細かいことの部分になってきますから。そんなことを家庭の中でとか他のところでしゃべる機会というか、そういうことというのは実際にはなかったですね。だから割と、守秘義務、守秘義務とかたく強く言うけども、実際の現場ではそれに違反するような事例というのは実際には僕の周りではほとんどないなと。今の感じのままで、それはそれでいいんじゃないかというのが僕の理解です。僕の理解がもし間違っていたらまた指摘していただい

たらいいんですけども、僕はそういうふうに理解して、今もそういうふうに思っています。

司会者：恐らく守秘義務については裁判長から説明があるかと思いますが、基本的には法廷で聞いたことは構いませんよ、ただ個人情報みたいなところだけはプライバシーの関係がありますからというような説明があるかと思うんです。そういう意味では、守秘義務の範囲さえはっきり説明してもらって理解できれば、話せるところは結構多いので、日常生活でいろいろ聞かれても、余り困ることはなかったという、そういう御意見ですかね。

4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4：守秘義務というのはすごく難しい部分があるかなと思うんです。裁判だけでなく、いろいろなところで守秘義務というのが課せられている仕事も多いですね。

でも、今回のこの裁判員制度というのを広めていくとか中身をしっかりわかっ  
てもらうためには、ある程度のところまで公開しておかないと、突然自分になっ  
てみて本当にわからなかったところがすごくあった。だから、こういうような流  
れで行くんだよとか、こういうふうな考え方で行くんだよとかいうのを出してい  
くことによって、また自分たち以外の人が今後参加するときに参考になるんじや  
ないかなと思うので、その範囲というのをある程度本当に、出せる範囲内で、先  
ほど3番の方が言われたように、公開している部分に関してはいいんだよという  
ような、それってすごくわかりやすいと思うんですよね。自分たちがその場にい  
てて、こういうことを言って、ああいうことを言われてたと。そういうところは  
オーケーなんだよというような形で出してもらおうほうが、すごくいいんじゃない  
かなと思いますので。

特に、個人的な意見なんですけども、やっぱりこういうのは若い方にたくさん、  
刑罰というのはいわゆる社会的制裁ですね。そういうものが、自由に社会秩序  
を守っていかなければちゃんと科せられるんだよということを知ってもらわない

と、今の社会って本当にすごく自由過ぎて、何かそういう怖さというのか、私なんかも今回、放火ということ自体がすごく大変なことなんだということが再認識というか教えられたので、そういうことをわかってもらうためには、もっともっと若い方なんかにしてもらうほうが、逆に社会的な秩序を守って、今から生きていかななくてはいけない人たちに向かっては大事なことなのかなと思いました。

司会者：ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

裁判員経験者5：私は友達に「行ってきたよ」と言うても、「えっ」と言うても何かびっくりされて、「こんな事件やったよ」とさらっと言うても、「いや、いや。いいわ、いいわ。守秘義務があるし」と言うても、それから全くそれに触れずに、何か特別視というのか、仲は良いんですけど、されるようなところがあって、守秘義務という言葉がひとり歩きというかしてるような気がして。社会人として普通に生活してる私たちは、常識で考えてもそんな個人名を出して言うはずもないし、本当に、社会生活している立派な皆さんでもう大人やし、だからあんまり守秘義務、守秘義務と言うんではなく、みんな守ってると思うので。何か裁判員イコール守秘義務、秘密を持ってる人みたいに思われるのもちょっと違うからどんどんやってほしいと思うので。

司会者：何かはれものにさわるような扱いになっちゃうんですかね。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：多少、裁判所含めて守秘義務の説明にまだ不十分なところがあって、実際は守秘義務の中身以上にいろんなイメージがひとり歩きしていて、逆にそれが裁判員を経験された方の必要のないプレッシャーになってしまっているというのがあるかもしれないですね。今の御意見を伺いながら、我々もきちっとその中身については考えて、ちゃんと説明をしていかないといけないのかなというふうに感じたところです。

#### 4 参加者からのアドバイス

司会者：それでは，大分時間がたってきましたので，きょうの話題としては以上ですけれども，最後皆さんのほうから我々に対してアドバイス，法律家，これからも裁判員裁判は続くわけですけれども，御感想でも構わないんですけれども，最後に一言お願いします。

1 番の方から，よろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：一言じゃなくて三言言いたいんですけれども。先ほどから 4 番さんのおっしゃってることは非常に私も同感しました。本当に若い方が経験されるのが絶対必要だと思う。それを法律に明記してもいいぐらいだと思う。

3 点ありまして，私が受けた事案が無差別殺人でしたので，無差別殺人というものの，皆さんも一度想像してみられればわかると思いますけれども，死刑をちゃんと規定するというのが絶対必要だなと思ってるのが 1 点。

2 点目は，無差別殺人で，先ほど来出てる心神喪失だとか，実際にその事案の中にパーソナリティ障害という話が出てきて，そのパーソナリティ障害というのは心神喪失だとかそれには当たらないという精神鑑定のお医者さんが証言されたので，ある程度議論としてはちゃんと進んだという話なんですけど。あれがもし心神喪失だとか云々だとか，亀岡の話だとか池田の話だとかという形になってたら一体どうなるかという話なんですけど，そここのところというのは余りにも先ほど来申し上げた加害者保護の制度，日本の法律の欠陥ですよ。それがものすごくあるなと思ったというのが今回の経験です。

ですから，それは 3 番目につなげますと，裁判官の方が判例を重視されるというような話で，その中である方が評議の中で裁判官の方に質問されたんですけど，アメリカではどうですかという話をすると，アメリカでは，どの州とこの州とで整合性を合わすようなことは多分余りないでしょうとおっしゃったんです。何を言いたいかということ，判例主義になって，法律の同一性とか均一性を保とうとしているがために，ものすごくゆがんだ形になってるんだらう。つまり，もっと極

論を言うと、鹿児島での判決と大阪での判決が違ってもいいじゃないかと私は今思っています。それぐらいないと、実際にその地域に住んでる人たちが裁判員に出て、地域の普通の市民の感情を入れて、法律のゆがんだところ、角質化したところを直しましょうというのであれば、裁判官の人たちはそれぐらい踏み込んでもいいんじゃないかなと思ってます。その3点が私の考えです。

司会者：それでは、2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：この場合の法律家というのは、立法のほうも含めてですか。

司会者：何でも。念頭にあるのは実際に裁判員裁判を担当する裁判官、検察官、弁護士なんですけれども、立法論も含めて御意見があれば言っていただいて結構です。

裁判員経験者2：立法のほうは政治家が勉強しなさ過ぎです。それと、もう1つ、村木さんの事件がありましたね。あれ以降のことで、検察官はめげずにもっと頑張してほしいと思います。

司会者：3番の方、どうぞ。

裁判員経験者3：感想めいたことも含めてですけれども、裁判員に選任されること自体は、やはり確率的には非常に少ないというか、何分の1、かなり大きな数字でしょう。それで僕がこれになったときに、1月やったかね、これは今年は絶対ええことあると思って宝くじをいっぱい買ったんです。宝くじも当たるやろうってね。ところがそっちのほうは全然さっぱりで、裁判員は当たるのに何で宝くじ当たらんのかなといまだに不思議に思いますけども。

そんなこともあったりしたんですけども、やっぱり僕が裁判員の期間中、わずか5日か6日でしたけれども、その期間中の毎日の生活を考えると、大変興奮状態が日々継続されてですかね、いろんな意味で、やっぱりわずか1週間の間でも、先のことを考えるだとか、ほかの例えば本を読んでももう一つ頭に入らないとか、テレビを見ててももう一つ何かどれもおもしろくないとか、そんな状態が続いてるんですよね。これは僕だけじゃなしに、今日来ておられる裁判員の皆さんも、

初めてのこともあるし、やっぱりある種の興奮状態が持続している状態になると思うんですね。わずか5日間でこれですから、どこでしたかね、100日間というのがありましたよね。とてもそんな100日も興奮状態が続くと、相当それはストレスも体力も含めてかなりの疲労感が多分出るやろうなというのを率直に思いましたね。

同時に、この制度ができて3年で、ニュースとかテレビでもよくこういう問題を取り上げてやってますけども、そういう中で見ると、例えばある裁判員の裁判やったら、6人のうち1人だけが男であとは女性だけとか、全体的に女性のほうがなる率が高いのかなというのが僕は率直に思うんですね。だから最初に候補になったときに、できない事情をいろいろ出しますよね、皆さんそれぞれ。男のほうはやっぱり現役で仕事してたりいろいろしてたら、どうしても出張や何やかんや言うて理屈つけて無理ですわと言うてすんなりそういうことを出すと思うんですよ。そういうことが全部受理されていったら、やっぱり男のほうがだんだん減っていくというか、女性のほうが残っていくんじゃないかと、僕の思いですよ、僕を感じではね。

そういうこともあって、結果的には裁判員経験者の人が2万人とか今言われているけど、そのうちの男女の比率は一体幾らかというのは僕はちょっと知りたいと思うんですけども。それは新聞では書いてなかったんですけどね。だからそういうこともあるから、男性でも期間が何日にかかわらず、ある程度、法的な意味で裁判員制度にかかわれるそういう制度、会社のほうに通告して、この人は裁判員になったんやから仕事させたらあかんのやと、この期間は裁判員の任務として会社のほうから命令出して、そこは行かせるようにしなさいとか、そういうことまでしないと、実際には男性の現役の人で仕事人間みたいな人は参加しにくいだろうなというのが率直に思いましたね。

それから、評議の関係の中で言うと、内容というよりも、僕らの場合は1日半が評議日数だったんですけども、その大半は実際の求刑の判決の年数を決めると

いうよりもそれ以外のことでずっと費やしてる時間帯が多かったんですよね。最後の年数を決めたりなんかするときには、結構一気にだだだだだっという感じが、僕なんかは非常に強く思ったですね。やり方は裁判官の人によって違うと思うんですけども、最後の段階でワンポイント、ピンポイントで年数を決めるときに、その決めた年数についてもう一度最後みんなで、なぜそのピンポイントの年数になったのかということ、最後はやっぱりもう一回やってもらう丁寧さというか、何か最後は本当にさっさささっという感じがあって、僕らはみんな思ってますね。そのあたりがちょっと。

最後もう1つだけ、今回3年間の新聞のアンケートなんかを見ていて僕も同調したような部分は、この裁判員制度自体は刑事裁判が主ですね。民事裁判や行政訴訟だとか、そういう部分というのは、今は制度に入っていないけども、こういうのもあっていいなと、僕はそういうふうに思います。例えば過労死とかそういうやつの裁判とか行政訴訟あたりは、ほとんど認定されないんですよね。ところが、市民の目線で裁判に参加するというのがこの制度の大きな趣旨だから、市民の感覚で言うたら多分これは絶対原告のほうが勝利やでという、実際には数多く、僕なんかは関係ないけども、そういうことがやっぱり刑事裁判以外の部分でも採用されると、かなり市民感覚が得られていいんじゃないかなというのが率直な思いです。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。

4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：私は、検察官が被告人に質問するときに、わかりやすい言葉で相手が理解できるようなやり方で聞いてほしいなと思ったんです。質問されたときに、聞いている意味がわからなくて答えられなかったことがあったんです。やっぱり相手に合わせたような質問の仕方というのがあるんじゃないかと。先ほど5番の方が言われたように、いわゆる専門用語でだあと言われると、市民というか一般の人だったらわからない言葉だったってたくさんあるだろうから、それはやっ

ぱりわかりやすいかみ砕いた言葉で質問するなりということによって、一般市民の私たちが理解できていくんじゃないかと思うので、そういう質問の仕方とかいうのも、相手のレベルなり私たちのレベルを考えてやってほしいと思います。

あと、裁判官のほうの判決の文章がすごく長かったんです。やっぱりそういうものはわかりやすいような表現をしてほしい。先ほど私が言ったように、慣れてくると、多分こう書いても、書いた人たちはわかるだろうけれども、一般の人間が読むとこれはどうなのかなというような部分が出てくると思うので、そこら辺はもっと下がった目線で見たいというのと、あともう1つ、1番の方にも通じるんですけども、刑の判断というのがすごく難しい。今回私なんかは死刑とかは全く考えることはなかったの、割と気楽にという言い方は変ですけども、判断にはなったんですけども、死刑というものは、殺した人もそうだけども、私たちが法的にその人を殺すことにもつながっていくので、それが逆に本当に正しい判断なのか、正しい証拠があって、いわゆる冤罪とかありますよね。そういうときなんかだったら、それが本当に死刑になってしまったときにはものすごくそれにかかわった人が罪悪感じゃないですけども、陥ることがあるんじゃないかというのが私はすごくあって、死刑ということに関してはものすごく抵抗は、はっきり言ってあります。

永山事件で何かありますよね。3人殺せば死刑になるというようなことが世間一般では言われていますよね。

司会者：世間で言われているだけですけれども。

裁判員経験者4：それで、光市の事件がありましたよね。お母さんと赤ちゃんが殺されて。あのときも何かそれで、殺されたほうの家族としては、そういう意味ですごく感情的、感情というんですか、やっぱり同じ痛みで補ってほしいという気持ちもすごくわかる。だからそこら辺の判定が、やっぱり死刑宣告を出すときには多分裁判員の人たちはものすごく悩むので、そこら辺のフォローというのはきっちりしてあげないと困るんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

5 番の方，お願いします。

裁判員経験者 5：アドバイスはないんですけど，私も 5 日間裁判員をさせていただいて，帰ってもずっと引きずってて，そのことを結構考えたりして，夜御飯の支度もしないとだめなんですけど，漬け物と卵焼きとかになっちゃって，テレビを見てても全く，何か画面は見てるけど頭はあれでいっぱいみたいな感じで，すごく結構しんどい思いをして。でも，裁判員と一緒にされた方とそのときすごく仲よかったので楽しかったんですけど。5 日間でこんなしんどいから，弁護士さんとか検察官とか裁判官の方は次から次へと事件の担当をして，すごく大変やと思うから，体には気をつけてほしいという，アドバイスじゃないんですけども。

司会者：皆さんのほうから最後に貴重なアドバイスということで御意見を賜りました。どうもありがとうございました。

## 5 記者からの質疑応答

司会者：一応予定していました話題事項はすべて終わりましたので，報道機関からの質問タイムにしたいと思いますけれども，何か質問などございますか。

記者：今日はどうもありがとうございました。

2 番の方に直接伺いたいんですけども，先ほど守秘義務のことで，暴力団関係の事件だったので守れたと思うということだったんですが，そもそも守秘義務の設定理由として，出た内容が明らかだとか，正直にものが言えないですとか，もう 1 つ，報復のおそれがあるということを理由に守秘義務というのが課せられていたことだと思うんですけども，マル暴事件を経験して，実際の報復のおそれを経験したことがこれまでにあったかということ，ほかの方に比べて守秘義務を強く守ってないと，いつ身が危険にさらされるかわからないという危険もあると思うんですけども，そういうマル暴事件を担当したからこそその守秘義務の負担の重さというのを感じるということというのはありますか。

司会者：いかがでしょうか。

裁判員経験者2：それはございません。僕は、やくざの組織のこともかなり自分では知ってるつもりです。上の者がある場合には、下の者は手出しはしませんし、してはいけないというふうに若い衆のときからしつけられています。それと、カチコミなんかあった場合は、素人の人がいなくなってからやります。例えば和歌山のカチコミで、私自身がその喫茶店におりまして、私自身が帰ってからのカチコミでしたし、そういう意味のマル暴関係の上下関係、しつけはできてると思います。そういう身の危険とかいう形では、私自身感じているという意味での守秘義務であって、私自身ほかの事件であれしても守秘義務は守れたと思います。以上です。

司会者：よろしいですか。ほかはいかがですか。特によろしいですか。

## 6 その他

司会者：最後、法曹のほうから何かございますか。

吉岡弁護士：懲役刑の年数を決めたりする際に、刑務所に収容されるわけですが、刑務所ではどのような処遇をされているかとか、それによって、例えば執行猶予が微妙な案件のときなんか特にそうだと思うんですけど、社会内でやったほうがいいのかとか、そういうところで刑務所の中身の問題についての質問なり何かされたりすることはなかったですか。あるいは説明なりがあったかとか。

司会者：裁判官から刑務所の実情についての何か説明はありましたですか。

4番さん。

裁判員経験者4：刑務所に収容されたときに、例えば教育という部分があるのかという質問があったんですけども、収容した場合にはそれは全くないと。あと、刑によって場所が決まってしまうので、社会復帰してても、本来ならば、私たちが扱ったケースはすごくかっとなりやすいと、だからそこら辺がもう少しよくなればもっといい社会生活ができるのにねと、だからそういうような教育機関があ

る刑務所というんですか、があればいいねという話はあったんですけども、裁判官の方からはそれはないという話があって、それは逆に、本当に今後考えていかないと、出てきても同じことが起きるねという考え方は話で出ました。

司会者：ありがとうございました。

今日、6時からいろいろと皆さんから伺ってきた意見交換会ですけども、予定のところも終わりましたので、これでお開きとさせていただきたいと思います。

皆さんには、裁判員として御協力いただいたことに加えて、今回の意見交換会にも御協力いただきまして、本当にありがとうございました。今後とも御協力お願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以 上